

秋田県告示第五百五十九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田市森吉字小滝一の三、一の二、一の四八、一の五四、字新兵衛三の一、字白砂岱七四の一、由利本荘市矢島町新莊字高清水山六、七、九、一〇の一、一〇の四、仙北市西木町西明寺字川前一の二から一一の一まで

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定の目的 土砂の崩壊の防備

四 指定の目的 土砂の流出の防備

五 指定の目的 土砂の流出の防備

六 指定の目的 土砂の流出の防備

七 指定の目的 土砂の崩壊の防備

八 指定の目的 土砂の崩壊の防備

九 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十一 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村小沢田字様ノ下一六、二三の一、二三の二、二四、九四の二、一三三から一三五まで、一三八の一、一三八の三、一四〇の一、一四七、字押切二、二三、二四、五七の一、五七の一五から五七の一八まで

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定の目的 土砂の崩壊の防備

四 指定の目的 土砂の崩壊の防備

五 指定の目的 土砂の崩壊の防備

六 指定の目的 土砂の崩壊の防備

七 指定の目的 土砂の崩壊の防備

八 指定の目的 土砂の崩壊の防備

九 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十一 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

十三 指定の目的 土砂の崩壊の防備

由利本荘市東由利老方字御嶽二九、東由利法内字火ノ沢四七から四九の一まで、五五の二、湯沢市上院内字落合八三の一四から八三の一六まで

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定の目的 土砂の崩壊の防備

四 指定の目的 土砂の崩壊の防備

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

五 指定の目的 土砂の崩壊の防備

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

秋田県告示第五百六十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 処分をした年月日

平成十九年十一月十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

長田建設株式会社

由利本荘市石脇字田頭二百八番地の二

代表取締役 長 田 憲 一

秋田県知事許可（般・特一八九）八二三

三 処分の内容

建設業のすべての営業の停止

平成十九年十一月二十八日から同年十二月十二日までの間、

四 処分の原因となった事実

長田建設株式会社は、平成十六年五月三十一日、平成十七年五月三十一日及び平成十八年五月三十一日を審査基準日とする経営事項審査の申請に当たり、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を登録経営状況分析機関に提出し、虚偽の経営

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

事項審査申請を行った。また、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査の結果を用いて、公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第二十八条第一項本文及び同項第二号に該当する。

秋田県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百八号	湯沢市秋ノ宮字小杉沢二番一地从前字川井黒沢九番一まで

二 供用開始の期日 平成十九年十一月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（一）場所 建設交通部道路課

（二）期間 平成十九年十一月二十七日から同年十二月十日まで

秋田県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	河辺阿仁線	北秋田市阿仁中村字中村アサミ沢一五番八二から字曲り戸二九番三まで

二 供用開始の期日 平成十九年十一月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（一）場所 建設交通部道路課

（二）期間 平成十九年十一月二十七日から同年十二月十日まで

秋田県告示第五百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十九年九月十四日付け指令北建一―三六四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

二 開発区域に含まれる地域の名称

北秋田市栄字中綱二番、三番一、三番二、四番、五番、六番、七番、十番、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番一、三十一番二、三十二番一、三十三番一、三十四番一、三十五番一、三十六番一、四十四番一、四十番三、四十一番一、四十二番一、四十三番一、四十四番一、字下悪戸五十四番、五十五番、五十五番一、五十五番二、五十七番、五十九番二、五十九番三、六十一番一

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日

平成十九年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 工房こすもすの会

三 代表者の氏名

諸 橋 美和子

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市濁川字堀尾田一番地百二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、社会的に弱い立場に立たされている知的障害者が、地域の中で地域の方々との優しさに包まれ、一人ひとりの生

活に意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごす事が出来るよう、知的障害者の支援に関する各種の事業を行い、地域住民との交流を通して、地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。

平成十九年十一月十九日県営土地改良事業（鯉川地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業（秋田北部二地区基幹水利施設整備補修事業）につき、その工事を平成十七年十二月二十二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業（田根森地区担い手育成基盤整備事業）につき、その工事を平成十九年一月三十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年十一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄